

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
28	寝屋川市 軽自動車税の賦課に関する事務に係る基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

寝屋川市は軽自動車税の賦課に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏洩その他の事態を発生させるリスクを軽減させるために充分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

寝屋川市長

公表日

令和7年2月13日

[令和6年10月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	軽自動車税の賦課に関する事務
②事務の概要	<p>軽自動車税の賦課に関する事務とは地方税法等の法律及び市税条例に基づき、軽自動車の取得者に対して環境性能割を、賦課期日である4月1日現在で軽自動車等を保有している市民及び事業所に対して種別割を課税する事務。</p> <p>なお、当分の間、環境性能割に関する事務については、大阪府知事が行うものである。</p> <p>・種別割に関する事務 【申告書受付等事務】 軽自動車等の異動に関する申告の受付を実施する。 ①市民及び事業所から提出される軽自動車税(種別割)申告書の受付を行う。 ②運輸支局または軽自動車検査協会(全国軽自動車協会連合会)から回送された軽自動車税(種別割)申告書を受領する。</p> <p>【当初賦課事務】 賦課内容を決定し税額計算を行い、納税義務者へ通知する。 ①賦課期日時点で課税対象となる車両を特定し、賦課決定を行う。 ②納税通知書の作成 該当車両の納税義務者に対して納税通知書を作成し、送付する。</p> <p>【減免事務】 納税義務者が身体障害者等である場合や生活保護法により扶助を受ける場合等、市税条例及び施行規則の減免事由に該当する場合は、減免申請書を受付し、減免を行う。</p> <p>【課税更正事務】 賦課決定通知後に変更があった場合に、賦課決定内容を変更して通知する。 ①賦課内容が変更となった納税義務者に対して、納税通知書及び更正通知書を作成し、送付する。</p> <p>【調査通知事務】 ①死亡または転出した納税義務者に対して、各種手続きを促す通知書を作成し、送付する。 ②転入者が転入前自治体のナンバープレートを保持していた場合、転入前自治体に対して車両が異動した旨の通知書を作成し、送付する。</p> <p>【窓口事務】 市民の各種申請に基づき、異動処理および各種証明書発行を実施する。</p>
③システムの名称	軽自動車税システム、番号連携サーバ(団体内統合宛名システム)、自治体中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
(1)宛名特定個人情報ファイル (2)軽自動車税特定個人情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。) (平成25年5月31日法律第27号)</p> <p>・第9条(利用範囲) 第1項:番号法別表に規定された事務 <番号法別表> 24の項 地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務であって主務省令で定めるもの</p> <p>以上の法令上の根拠より、税務事務である軽自動車税業務において個人番号を利用する。</p>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定

<p>②法令上の根拠</p>	<p>・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表</p> <p>(番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報照会の根拠) (第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第2欄(事務)が「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務」となっているもの):48の項</p> <p>以上の法令上の根拠より、軽自動車税の減免に関する事務で、納税義務者の障害者関係情報、生活保護関係情報の情報照会が可能である。</p> <p>提供なし</p>
----------------	---

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	市民サービス部税制・市民税担当
②所属長の役職名	市民サービス部課長(税制・市民税担当)

6. 他の評価実施機関

--	--

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	寝屋川市総務部総務課 大阪府寝屋川市本町1番1号 072-825-2195
-----	---------------------------------------

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	寝屋川市市民サービス部税制・市民税担当 大阪府寝屋川市本町1番1号 072-813-1138
-----	--

9. 規則第9条第2項の適用

[]適用した

適用した理由	
--------	--

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<選択肢> [1万人以上10万人未満] 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書	2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[○]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[○]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) [○]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		[]人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報の記載がある申請書の保管や個人番号が記載された申請書の廃棄等の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。	

9. 監査

実施の有無

[○] 自己点検

[○] 内部監査

[] 外部監査

10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発

[] 十分に行っている

<選択肢>

- 1) 特に力を入れて行っている
- 2) 十分に行っている
- 3) 十分に行っていない

11. 最も優先度が高いと考えられる対策

[] 全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策

[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策]

<選択肢>

- 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策
- 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策
- 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策
- 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策
- 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)
- 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策
- 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策
- 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策
- 9) 従業者に対する教育・啓発

当該対策は十分か【再掲】

[] 十分である

<選択肢>

- 1) 特に力を入れている
- 2) 十分である
- 3) 課題が残されている

判断の根拠

- ・特定個人情報を含む書類は、施錠できる書棚等に保管することを徹底する。
 - ・特定個人情報が記録された書類等を廃棄する場合には、廃棄した記録を保存すること。
- 上記の対策を講じていることから、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分であると考えられる。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年11月29日	担当部署	財務部税務室(市民税担当)	財務部税務室市民税課	事後	
平成28年11月29日	所属長	中道一成	大久保 匡之	事後	
平成28年11月29日	連絡先	財務部税務室(市民税担当)	財務部税務室市民税課	事後	
平成28年11月29日	対象人数	平成27年4月1日	平成28年4月1日	事後	
平成28年11月29日	取扱者数	平成27年4月1日	平成28年4月1日	事後	
平成30年1月31日	事務の概要	陸運支局	運輸支局	事後	
平成30年1月31日	対象人数	平成28年4月1日	平成29年4月1日	事後	
平成30年1月31日	取扱者数	平成28年4月1日	平成29年4月1日	事後	
平成30年10月12日	対象人数	平成29年4月1日	平成30年4月1日	事後	
平成30年10月12日	取扱者数	平成29年4月1日	平成30年4月1日	事後	
平成30年10月12日	所属長の役職名	大久保 匡之	市民税課長	事後	
平成30年10月12日	「IV リスク対策」		リスク対策追加	事後	
令和2年7月3日	I-7 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	寝屋川市総務部総務課 大阪府寝屋川市本町1番1号 072-824-1181(内線2249)	寝屋川市総務部総務課 大阪府寝屋川市本町1番1号 072-825-2195	事後	
令和2年7月3日	I-8 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	寝屋川市財務部税務室市民税課 大阪府寝屋川市本町1番1号 072-824-1181(内線2222)	寝屋川市市民サービス部税務管理担当 大阪府寝屋川市本町1番1号 072-813-1138	事後	
令和2年7月3日	対象人数	平成30年4月1日	令和2年4月1日	事後	
令和2年7月3日	取扱者数	平成30年4月1日	令和2年4月1日	事後	
令和2年7月3日	I-5①	財務部税務室市民税課	市民サービス部税務管理担当	事後	
令和2年7月3日	I-5②	市民税課長	税務管理担当課長	事後	
令和3年12月24日	対象人数	令和2年4月1日	令和3年4月1日	事後	
令和3年12月24日	取扱者数	令和2年4月1日	令和3年4月1日	事後	
令和3年12月24日	I-3法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」とい	事後	
令和3年12月24日	I-4②法令上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	事後	
令和3年12月24日	I-5②	税務管理担当	市民サービス部課長(税務管理担当)	事後	
令和3年12月24日	IV-6不正提供リスクへの対策	十分である	接続しない(提供)	事後	
令和4年10月12日	対象人数	令和3年4月1日	令和4年4月1日	事後	
令和4年10月12日	取扱者数	令和3年4月1日	令和4年4月1日	事後	
令和5年9月21日	対象人数	令和4年4月1日	令和5年4月1日	事後	
令和5年9月21日	取扱者数	令和4年4月1日	令和5年4月1日	事後	
令和7年2月13日	I-3 法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」)	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」)	事後	
令和7年2月13日	I-4 ②法令上の根拠	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び番号法第19条第8号に基づく主務省	事後	
令和7年2月13日	I-5①	市民サービス部税務管理担当	市民サービス部税制・市民税担当	事後	
令和7年2月13日	I-5②	市民サービス部課長(税務管理担当)	市民サービス部課長(税制・市民税担当)	事後	
令和7年2月13日	I-8 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	寝屋川市市民サービス部税務管理担当 大阪府寝屋川市本町1番1号 072-813-1138	寝屋川市市民サービス部税制・市民税担当 大阪府寝屋川市本町1番1号 072-813-1138	事後	
令和7年2月13日	対象人数	令和5年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	
令和7年2月13日	取扱者数	令和5年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	
令和7年2月13日	IV-8 人手を介在させる作業		人為的ミスが発生するリスクへの対策を記載	事後	
令和7年2月13日	IV-11 最も優先度が高いと考えられる対策		最も優先度が高いと考えられる対策を記載	事後	